

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

組合事務所と掲示板の要求

9月27日 交渉(団交)報告:その①

会社 : 労組の経緯も労使の経緯も違う、総合的判断だ!?

組合 : 「総合的判断」は説明したことにならない!
意味が分らない、会社には説明責任がある!

【JHU】 昨年1月に組合事務所と掲示板に関する要求を出し、同5/22の交渉で要求主旨説明も提出した。1年半近く経つが、回答はあるのか。

《会社》 他の労組と経緯も、労使の経緯も異なることから、総合的に判断して、本日の段階で対応する考えはない。

【JHU】 労使の経緯が異なるとはどういうことか。
《会社》 そのままだ。

【JHU】 全く意味が分らない。労組の経緯が違うとは具体的にどういうことか。
《会社》 できた経緯が全然違う。

【JHU】 どの労組も設立した時期も経緯も全て違う。経緯が違うとなぜ答えられないのか。

《会社》 経緯は様々なものがある。総合的判断だ。

【JHU】 現役の組合員を組織したことも伝えた。

《会社》 それは口頭で聞いた。

【JHU】 総合的判断というのは説明にならない。会社には説明責任がある。これでは話し合いにならない。今の発言を社長発で文書回答を要求する。

《会社》 今回申し出があったということで、どうするか会社として検討する。

会社代理人 : 人数により判断は不当労働行為ではない!?
あなた方に便宜供与する必要はない!?

【JHU】 組合間差別だという認識はあるのか。
《会社》 そういことがないよう常に心掛けている。便宜供与するかしないかは会社の判断だ。

【JHU】 他の組合には事務所も掲示板も便宜供与している。

《会社代理人》 何でああなた方に便宜供与しないといけないのか。必要性は何か。

【JHU】 現役の組合員も組織している。
《会社代理人》 何人か。

【JHU】 何人ならいいのか。

《会社代理人》 客観的に決まるものではない。それは教えてもらってから検討する。

【JHU】 人数により判断するのは不当労働行為ではないということか。

《会社》 当然だ。具体的な基準があるわけではない。だからなぜ必要なのか聞いている。

【JHU】 必要だから要求している。

《会社代理人》 そうは思えない。あなた方に便宜供与する必要はない。

【JHU】 不当労働行為ではないか。人数以外は何か。
《会社》 こうだったらこうという言うことではなく、それも含めて総合的判断だ。

【JHU】 それでは理由の説明にならない。組合として対応の仕様がいないではないか。

経営協議会開催の要求

会社 : 皆さんは本来被解雇者の組合というのがあり、解雇の解決に関する議論ということで交渉している!?

組合 : 不当労働行為と受け取る!
間もなく客室乗務員の要求を提出する。交渉せよ!

【JHU】 経営協議会はどうか。

《会社》 解雇の問題についてこうやって相当な回数話し合っている。

【JHU】 中立保持義務を果たす意味で、他の労組と同様に JHU とも経協を行うよう要求している。《会社》 十分話をする機会もあるのでそれでいいと思っている。経協という協議体を要求する主旨は何か。

【JHU】 経協に係わる内容で二点質問する。先日、JAL の男女賃金格差が 45.3% で、日本の上位 100 社中ワースト 14 位という報道があった。また、本年 8/6 「男女賃金格差の是正をめざす政府の作業チーム」の会合後に鳥取社長は、岸田首相に対し「必要に応じて、改善できるところは手をつけていく」と約束している。会社はどのようにいつ頃を目途に男女賃金格差を是正する予定なのか。《会社》 今は過渡期だが、いろんな職種で男女数がイーブンになっていく。社長も努力するとしている。現時点ではいつ頃までにどうとは決まっていない。

【JHU】 もう一点質問する。本年 5/24 に改正育児・介護休業法が成立し来年 4 月から施行され、①柔軟な働き方と実現するための措置、②所定外労働の制限（残業免除）、深夜業制限の対象拡大、③子の看護休暇の見直しの 3 点について、具体的な対策をとることが事業主に義務化される。この制度改正について、職場に周知されているのか。《会社》 法律への対応は常に行っている。経協で聞きたいという主旨で伺った。ただ、皆さんは設立の経緯からして本来被解雇者の組合というのがあり、元々が解雇の解決に関する議論ということで交渉している。

【JHU】 組合間差別の不当労働行為と受け取る。

【JHU】 間もなく客室乗務員に関わる 24 年末要求を提出する。男女賃金格差の是正も含めて、既存労組と同様に役員出席の下、同じ回数の団体交渉を行うよう要求する。

(交渉報告その②に続く)